

旭川市タクシー利用促進事業概要

1 趣旨

物価高騰の影響を大きく受ける市内の一般乗用旅客自動車運送事業者の利用を促進するため、本市が行うタクシー利用促進事業に参加する事業者に対し、旭川市タクシー利用促進事業補助金の交付を実施するものです。

2 補助対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を含む。）のうち、旭川市内に本店（個人事業者においては住所）及び法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人又は個人事業者

3 補助対象事業

「あさひかわタクシーおでかけチケットプレゼントDAY2026」で配付した「あさひかわタクシーおでかけチケット」を利用したタクシー運賃の一部を補助する事業

4 対象となる事業期間

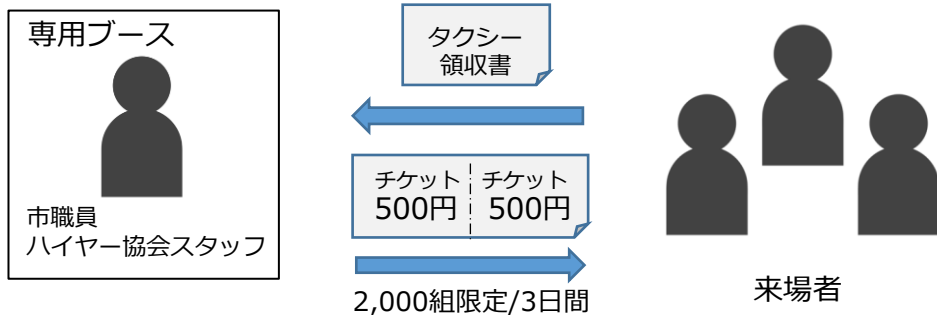
令和8年9月19日（土）～令和9年2月11日（木・祝）（予定）

あさひかわタクシーおでかけチケットプレゼントDAY2026とは

食ベマルシェ期間中に設置される買物公園特設ブースにおいて、令和8年7月30日～8月1日及び令和8年9月6日～21日の日付のタクシー領収書を持参した来場者に対し、市内のタクシーで使える「タクシーおでかけチケット」の配付を行うものです。

買物公園会場特設ブース

令和8年9月19日～21日（食ベマルシェ期間中）



※タクシー領収書は、令和8年7月30日～8月1日（旭川夏まつり期間）と、令和8年9月6日～21日（食ベマルシェ開催前の一定期間から開催期間を含む）の日付で、市内に本店又は営業所を置く事業者で利用された領収書とします。領収書の金額や利用区間は問いません。

※不正を防ぐため手書きの領収書は対象外とします。

※タクシー領収書の確認と引き換えに「あさひかわタクシーおでかけチケット」500円×2枚1セットをお渡しします。配付は旭川市の職員及びハイヤー協会スタッフが行います。

※1日につき1人1回の配付とします。

※チケットの配付は、食ベマルシェ期間中に設置される買物公園会場特設ブースにおいて、次の時間で実施し、これ以外の配付は行いません。

9月19日（土） 10：00～18：00

9月20日（日） 10：00～18：00

9月21日（月・祝） 10：00～17：00

事業に参加していただくタクシー事業者の皆様にご協力いただきたい内容

- ・おでかけチケット利用者への運賃割引
- ・領収書対象期間における利用者への声かけ
- ・車内でのチラシ掲示

おでかけチケット利用ルール

- ・利用期間は令和8年9月19日（土）～令和9年2月11日（木・祝）です。
- ・おでかけチケットが利用できるのは乗車運賃が500円以上となる場合に限定します。
- ・利用区間は問いません。
- ・1回の乗車につき1枚のみ利用できます。
(福祉輸送事業において、片道の運賃が500円未満の場合に限り、その同一日の総運賃を1回の利用として扱い、チケットを適用可能とします。ただし、適用は同一日内に限定されます。)

事業補助金支払いまでの流れ

おでかけチケット(以下「タクシー利用券」)で割り引いた運賃は事業終了後旭川市より補助金として交付します。

